

令和6年度 第3回 鹿屋市環境審議会

－ 会 次 第 －

1 開 会

2 協 議

(1) 第2次鹿屋市環境基本計画（案）について

(2) 答申（案）について

3 報 告

(1) 鹿屋市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

4 その他

5 閉 会

日時 ： 令和7年2月14日（金）午後1時30分から

場所 ： 鹿屋市役所 議会棟3階 全員協議会室

第 2 回鹿屋市環境審議会以降の主な変更箇所等

1 意見及び意見等に関する考え方

該当箇所	意 見	意見に対する考え方	会議名／ 意見者等
P 5 など	和暦と西暦表記の決まりはありますか。	本文中の記載は、和暦(西暦)年の表記を原則としておりますが、「2050 年カーボンニュートラル」等、西暦を含めて 1 つのキーワードとして広く使われている表現については、和暦の併記を行っておりません。 また、表中における記載は、出典元の表現により、和暦や西暦の両方を使用しています。	第 2 回審議会後 書面提出／ 環境審議会委員
P 9	地図内の蒲生町は、不要	削除しました。	第 2 回審議会後 書面提出／ 環境審議会委員
P 10	平均気温及び降水量のデータについては、過去 30 年ではなく、過去 40 年の変化が分かる内容に表記を修正し、温暖化の影響が本市にも現れていることを記載しました。		事務局
P 37 ～38	表と円グラフの位置がズレている。	修正しました。	第 2 回審議会後 書面提出／ 環境審議会委員
P 47 ～49	悪臭防止法の地域指定図があるが、どのような理由で設定しているかをわかりやすくしたほうが良いのではないかと。	規制基準を表示する等、表示内容を見やすく修正しました。	第 2 回審議会／ 環境審議会委員
P 71	自動車の排出ガスを減らすために、マイカーの利用を控え、徒歩や自転車、 <u>公共交通の利便性</u> の向上に努め、利用促進を図ります。 については、他の表現が良いのでは。	表現内容を下記のとおり、修正しました。 自動車の排出ガスを減らすために、マイカーの利用を控え、徒歩や自転車、 <u>公共交通機関の利用に努めます。</u>	第 2 回審議会後 書面提出／ 環境審議会委員
P 71	<u>電機</u> 自動車を、 <u>電気</u> 自動車へ修正	修正しました。	第 2 回審議会後 書面提出／ 環境審議会委員

該当箇所	意 見	意見に対する考え方	会議名／意見者等
P72	「悪臭の防止」については、市民アンケートでの重要度が高くなっているので、計画に指標を掲げたほうが良いのではないか。	環境指標に「事業所等や近隣からのにおい」の市民満足度の数値目標を追加しました。	第2回審議会／環境審議会委員
P91	□身近に生息・生育する動物、植物を調べ、理解を深めるとともに、自然環境について知る機会をつくります。 □生きものとふれあう機会を持つために、まず、どんな生きものが生息しているか、身近な生きものの調査を実施します。 上記2項目の取組が類似している。	2つの項目を下記のとおり、1つにまとめました。 □身近に生息する動物や生育する植物を調べるとともに、自然環境についての理解を深めるよう努めます。	第2回審議会後書面提出／環境審議会委員
P98 など	取組のロードマップは2030年度と2050年度の目標が記載されているが、細かく目標を設定したほうが良いのではないか。	各年度毎の取組目標については、「ゼロカーボンシティかのや推進計画～実施計画～」において記載しているため、その旨を記載しました。	第2回審議会／環境審議会委員
P110	中間見直し時点で、目標値を達成しているものについては、今回の見直しにおいて、さらに目標を高く設定した方が良いのではないか。	二酸化炭素排出量の削減については、全項目において中間目標を達成していますが、2030年度の目標値は、国・県が掲げる削減目標と合わせた目標値（2013年度比で46%削減）を設定しているため、現行の目標値は、維持することとします。 今後は、当該目標達成に向けた各種施策について、計画的に取り組んでいくこととします。	12月議会総務市民環境委員会勉強会／市議会議員

2 パブリックコメントにおける意見及び意見に対する考え方

該当箇所	意 見	意見に対する考え方	意見者等
P 64 P 69 P 75 P 79	今回の鹿屋市環境基本計画の基本的な考え方に「地球温暖化対策」「SDG s」「パリ協定」が据えられています。どれも国の政策ですので鹿屋市としても尊重しているのだと理解しています。 しかし鹿屋市民としては、身近な環境問題、たとえば悪臭、ゴミステーション、危険な廃屋、家庭用浄化槽費用、桜島の火山灰などを重点的に考えていただくことを希望します。まず日常的に困っていることに対応するのが地方自治体の役割です。なぜなら国家政府には理解できない地域の問題だからです。 また、トランプ次期大統領をはじめ、イタリア、オランダ、ドイツでも脱炭素政策に異議を唱える政権が与党になり、もはや、二酸化炭素排出の削減が必要なのかどうかも見直す時期が来ています。鹿屋市がわざわざ計画の前面に打ち出すことに疑問を感じます。地方自治の観点を大切にして、市民が本当に生活の中で必要としている問題を解決する政策を打ち出し、予算を投じていただくように、お願い申し上げます。	身近な環境問題として例示いただいた、悪臭、ゴミステーション、危険な廃屋、家庭用浄化槽については、素案の中でも取組を記載しておりますので、いただいた意見を踏まえ、今後の事業の参考とさせていただきます。	市民

第6節 環境を取り巻く社会動向

1 世界の動向

1-1 パリ協定

パリで開催された「第 21 回締約国会議 (COP21)」において、令和 2 (2020) 年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定」が平成 27 (2015) 年 12 月に採択されました。「パリ協定」は、世界共通の長期目標として世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃未満（努力目標として 1.5℃）に抑えることとしています。この実現に向けて、世界で120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げて対策に取り組んでおります。

各国の削減目標 国連気候変動枠組条約に提出された約束草案より抜粋			
国名	削減目標		
 中国	2030 年までに GDP 当たりの CO ₂ 排出を 60-65 % 削減 ※2030年前後に、CO ₂ 排出量のピーク	2005 年比	
 EU	2030 年までに 40 % 削減	1990 年比	
 インド	2030 年までに GDP 当たりの CO ₂ 排出を 33-35 % 削減	2005 年比	
 日本	2030 年までに 26 % 削減 ※2005年度比では25.4%削減	2013年度比	
 ロシア	2030 年までに 70-75 % に抑制	1990 年比	
 アメリカ	2025 年までに 26-28 % 削減	2005 年比	

出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jccca.org/>) より

1-2 持続可能な開発目標

平成 27 (2015) 年 9 月、国連サミットにおいて、令和 12 (2030) 年までの国際社会の目指すべき目標として「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダは、17 のゴールと 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標」(SDGs)を設定しています。SDGs の 17 のゴールには、環境に関連するものが多く含まれ、実施に向けて多様な主体が関与しており、様々な取り組みがとられています。

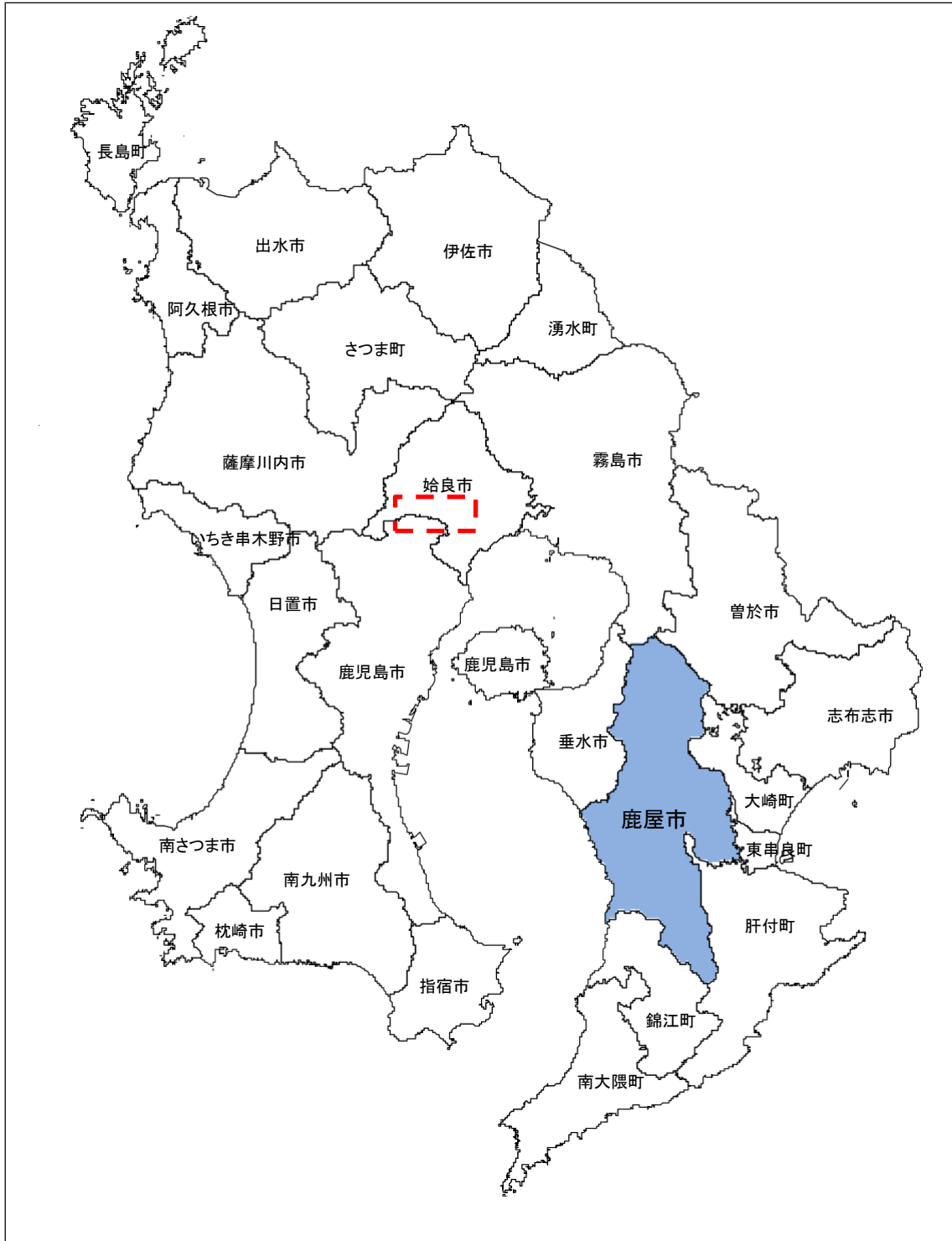


第1節 市の概況

1 位置

本市は、本土最南端へと伸びる大隅半島のほぼ中央に位置しており、大隅地域の交通・産業・経済・文化の拠点となっています。

▼図表 2-1 位置



2 地勢

市域北部は、日本の自然百選にも選ばれている「高隈山の照葉樹林」を含む壮大な高隈山系が連なり、市域北東部は山林地帯となっています。市域中央部から東部にかけては、国営第1号の畑地かんがい施設をもつ笠野原台地や肝属平野が広がり、平坦地が続いています。市域西部は、錦江湾の美しい海岸線が見られ、さらに市域南部は、神代三山陵の一つである吾平山上陵を有する山林地帯となっています。

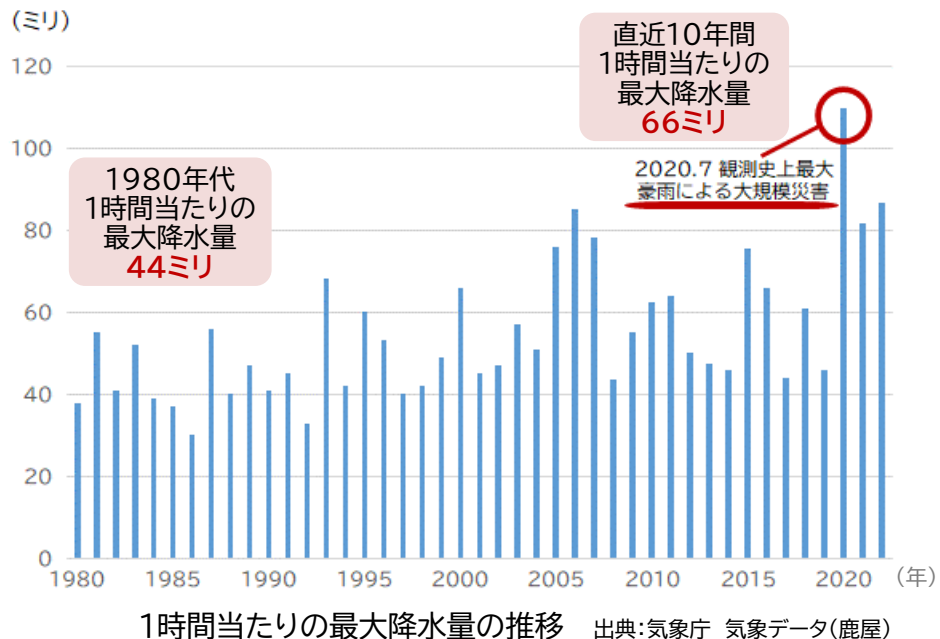
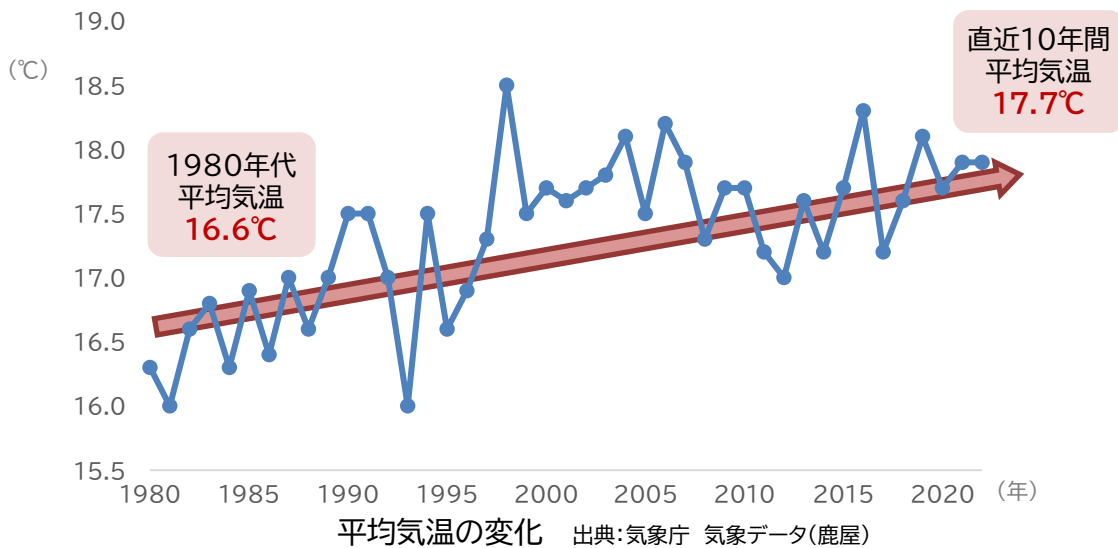
3 気候

本市の気候は、南海型気候区に属しており、温暖多雨で自然環境に恵まれています。

過去40年間（1980年～2020年）で平均気温は1.1℃上昇しています。

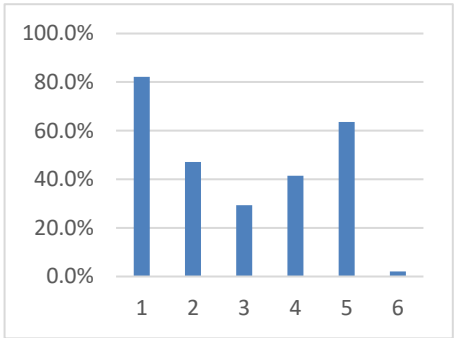
過去40年間（1980年～2020年）で1時間当たりの最大降水量は、1.5倍に増加しています。

▼図表 2-2 平均気温及び最大降水量



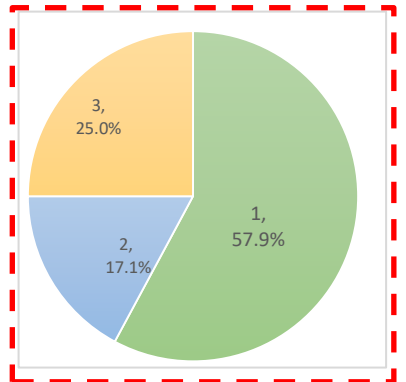
5. ご家庭でごみ減量のために取り組んでいることは何ですか。

回答		件数	割合
1	マイバックを利用している	115	82.1%
2	マイボトルを利用している。	66	47.1%
3	4 R（リヒューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を実践している。	41	29.3%
4	3 キリ（食べキリ、使いキリ、水キリ）を実践している。	58	41.4%
5	不必要なものは買わないようにしてる。	89	63.6%
6	その他	3	2.1%



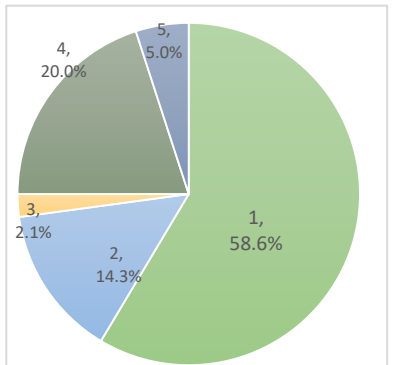
6. 令和5年4月からプラスチックの分別区分が変更になりましたが、知っていましたか。

回答		件数	割合
1	知っていた	81	57.9%
2	聞いたことはあったが、詳しくは知らなかった	24	17.1%
3	知らなかった	35	25.0%
合計		140	100.0%



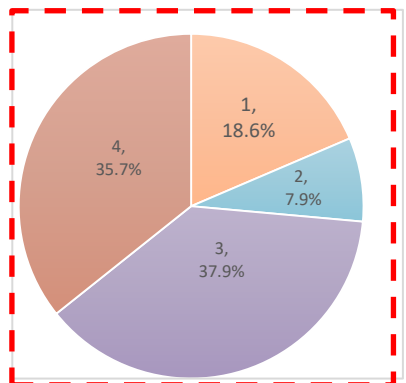
7. 生ごみを捨てる際に取り組んでいることはありますか。

回答		件数	割合
1	水切りを実践している。	82	58.6%
2	庭にコンポストを設置して利用している。	20	14.3%
3	電気式生ごみ処理機を利用している。	3	2.1%
4	特に何もしていない。	28	20.0%
5	その他	7	5.0%
合計		140	100.0%



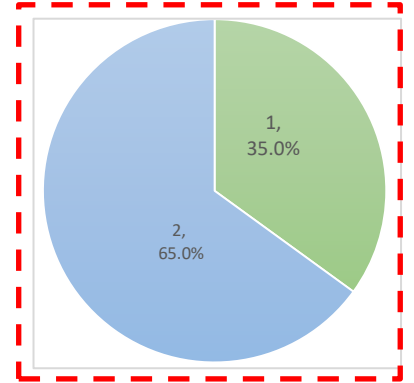
8. お住いの近くに生ごみを回収するバケツがあった場合、利用したいですか。

回答		件数	割合
1	毎日利用したい。	26	18.6%
2	週4～6日程度利用したい。	11	7.9%
3	週1～3日程度利用したい。	53	37.9%
4	利用しない。	50	35.7%
合計		140	100.0%



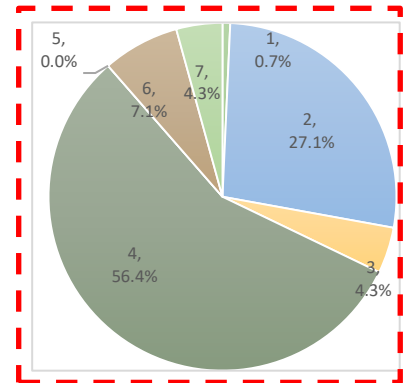
9. 鹿屋市では、有料指定ごみ袋を10枚単位で販売しております。 有料指定ごみ袋をバラ売りした場合（大サイズ 33円／枚、中サイズ21円／枚、小サイズ 13円／枚）、エコバッグを忘れた時に、このごみ袋をレジ袋代わりに利用したいと思いますか。

回答		件数	割合
1	利用したいと思う。	49	35.0%
2	利用するつもりはない。	91	65.0%
合計		140	100.0%



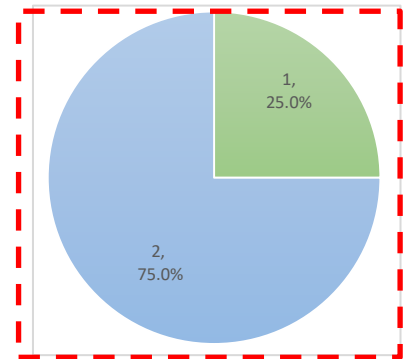
10. マイバッグを持参し忘れた時に、どのような対応をしていますか？

回答		件数	割合
1	自宅にマイバッグを取りに帰る	1	0.7%
2	車内にマイバッグを取りに帰る	38	27.1%
3	購入する商品を減らす（持てるだけの量の商品を購入する）	6	4.3%
4	レジ袋を購入する	79	56.4%
5	その時は買い物をしない	0	0.0%
6	持参し忘れたことはない	10	7.1%
7	その他	6	4.3%
合計		140	100.0%



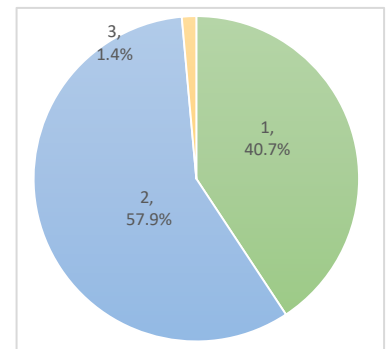
11. マイバッグを持参し忘れた時に、店舗保有の貸し出し用マイバッグがあれば、利用したいと思いますか？

回答		件数	割合
1	利用したい	35	25.0%
2	利用したくない	105	75.0%
合計		140	100.0%



12. あなたは鹿屋市が「ゼロカーボンシティかのや」宣言をしていることを知っていますか。

回答		件数	割合
1	はい	57	40.7%
2	いいえ	81	57.9%
3	無回答	2	1.4%
合計		140	100.0%

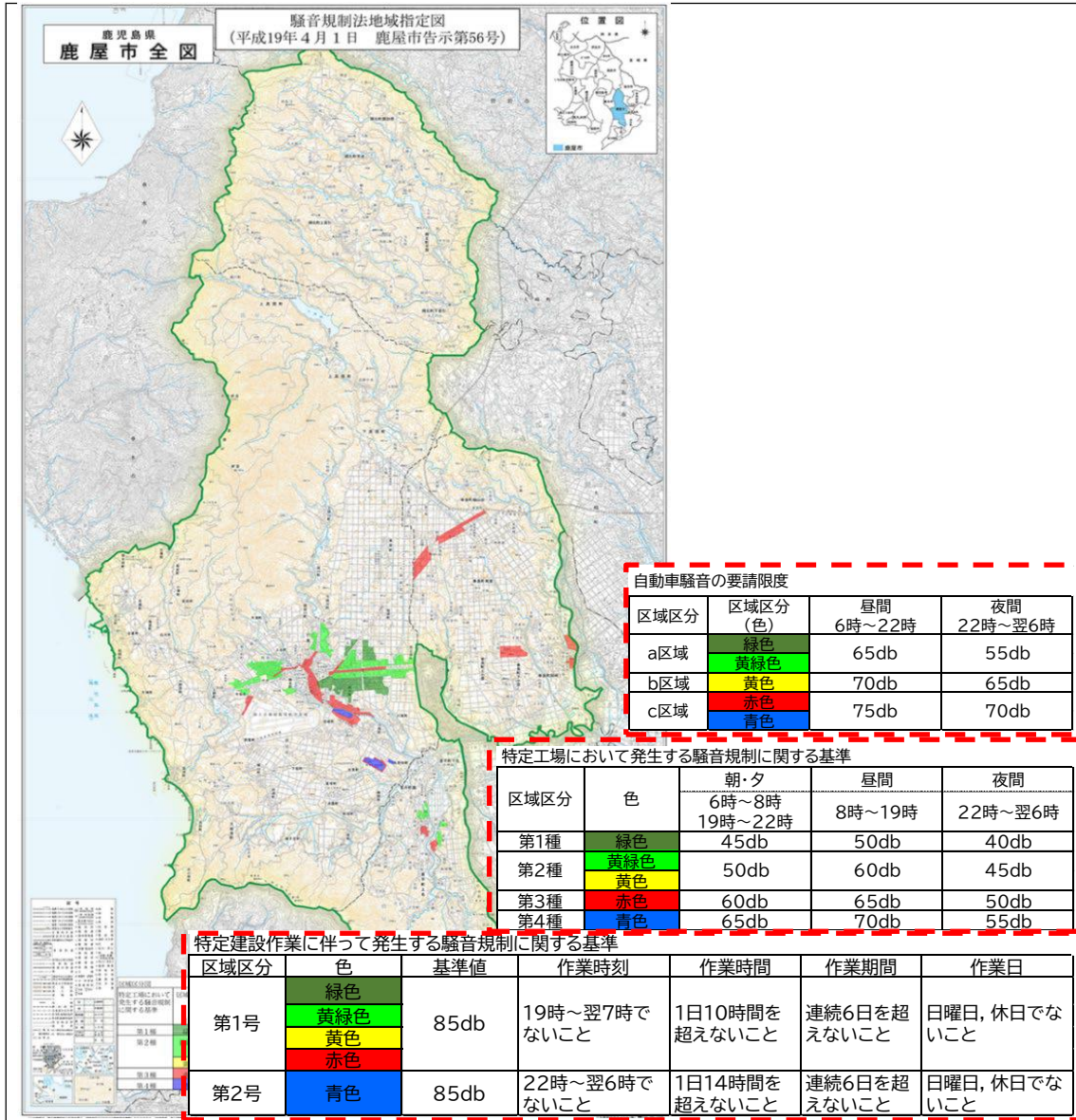


1-3 騒音・振動

(1) 騒音

本市では、自動車交通及び飛行場周辺は毎年、一般環境は隔年で騒音測定を実施しています。令和4（2022）年度の測定結果では、いずれの地点も基準を満たしています。

▼図表 2-22 騒音規制法（事業活動に伴う騒音について必要な規制）地域指定図



出典：市資料

▼図表 2-23 騒音測定結果（令和4年度）

項目		昼（6：00-22：00）	夜（22：00-6：00）	環境基準
一般環境		41.7～53.7 dB	34.2～44.2 dB	昼：55～60 dB 以下 夜：45～50 dB 以下
自動車交通	鹿屋運動公園前	65.1 dB	58.8 dB	昼：75 dB 以下 夜：70 dB 以下
	鹿屋警察署前	68.7 dB(R3)	62.7 dB(R3)	昼：75 dB 以下 夜：70 dB 以下
航空機騒音		52.8～66.7 WECPNL		70～75 WECPNL 以下

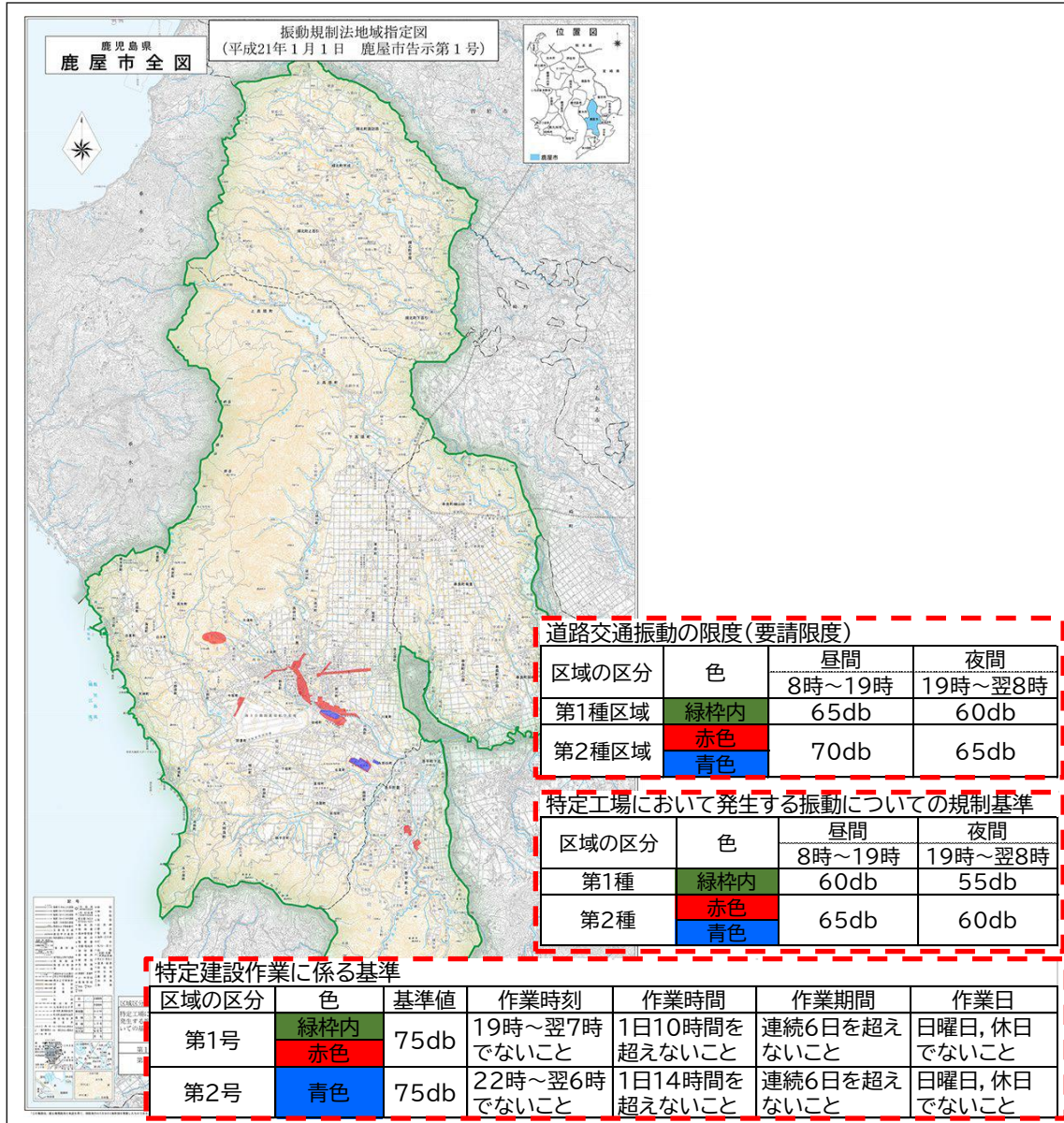
WECPNL：加重等価平均感覚騒音レベル。騒音が持つ「エネルギーの大きさ」を推計値で示すことにより評価

(2) 振動

本市では、道路交通について毎年振動測定を実施しています。

令和4（2022）年度の測定結果では、いずれの地点も基準を満たしています。

▼図表 2-24 振動規制法（事業活動に伴う騒音について必要な規制）地域指定図



出典：市資料

▼図表 2-25 道路交通振動測定結果（令和4年度）

項 目	昼（6：00-22：00）	夜（22：00-6：00）	規制値
鹿屋運動公園前	43.6 dB	37.8 dB	昼：65 dB 以下 夜：60 dB 以下
鹿屋警察署前	39.2 dB(R3)	34.1 dB(R3)	昼：70 dB 以下 夜：65 dB 以下

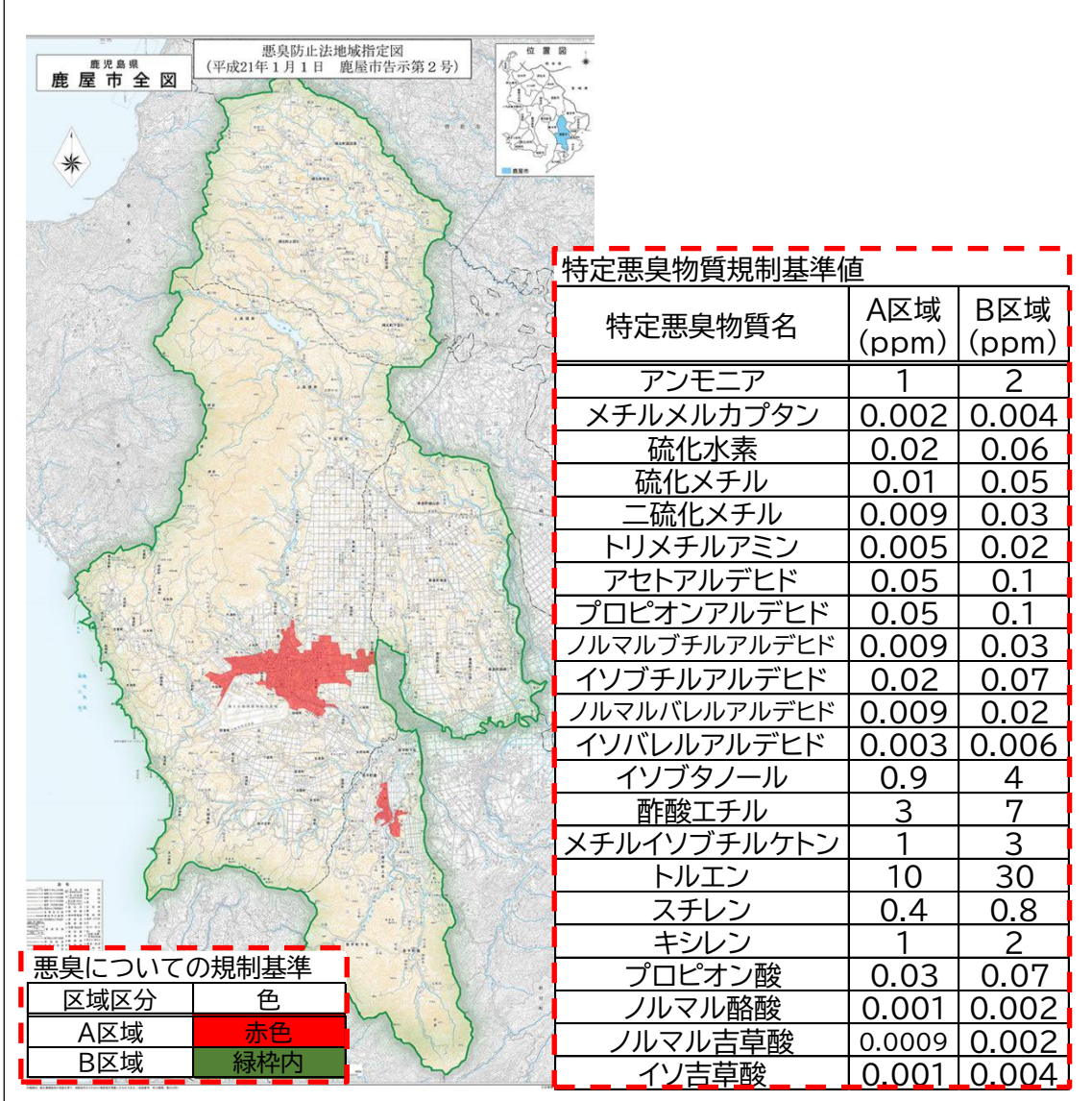
<課題>

- 騒音・振動に関する苦情に対しては、「騒音規制法」、「振動規制法」の適正な運用を図るとともに、生活マナーの向上のための意識啓発を実施する必要があります。

1-4 悪臭

悪臭防止法に基づく規制地域の指定・規制基準が設定されています。また、悪臭に関する相談が寄せられた際は、発生源等を調査し、必要に応じて悪臭防止に向けた助言・指導等を行っています。

▼図表 2-26 悪臭防止法（工場その他の事業活動に伴って発生する悪臭について規制）地域指定図



■施策 1：水環境の保全

- 肝属川水系について、水質保全に対する意識を啓発しながら、市・市民・事業者が連携して水質改善の取り組みをさらに推進するとともに、環境保全型農畜産業の推進、水質浄化施設の設置など、総合的な水質浄化対策を推進します。
- 河川への生活雑排水の流入、地下水の汚染を防ぐため、公共下水道の整備区域内については、接続率の向上に向けた取り組みを進めていきます。
- 生活排水対策総合基本計画に基づいた生活排水処理施設（合併処理浄化槽）の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽や既に設置済みの単独処理浄化槽の適正な維持管理に係る機関と連携して推進します。
- 肝属川などの市内の主要河川は、河川愛護の観点からの保全・整備を進めるとともに、市民参加型の清掃を含む監視活動を実施し、市民の身近な憩いの場となる河川の創造を目指します。

1 市の取り組み

河川・地下水の定期的な水質調査	□ 河川の水質調査や有害物質の測定、地下水の調査など、公共用水域※における BOD、COD など水質汚濁に係る環境基準項目の定期的な調査を行います。 □ 水質調査結果については積極的に公表し、市民・事業者に対して啓発や指導を行います。 □ 排水の直接浄化と流域住民の水環境改善に関する啓発を図るため、関係機関と連携し、水質汚濁の顕著な排水路などでの水質浄化対策を推進します。	生活環境課
生活排水対策の推進	□ 公共下水道事業及び農業集落排水事業の整備区域内については、接続率を向上させる取り組みを進めます。 □ 公共下水道事業及び農業集落排水事業の施設は、適切な維持管理に努め、公共水域の水質保全を図ります。 □ 公共下水道事業及び農業集落排水事業の整備区域以外については、<u>補助事業の実施などにより、汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。</u> □ 浄化槽が適正に維持管理されるよう、設置者に義務付けられている保守点検、清掃及び水質検査に関する啓発に努めます。 □ 生活排水については、家庭における自主的な負荷削減行動を促進するための普及啓発を推進します。 □ 廃食油回収ポストの設置などにより、河川の水質安全の啓発に努めるとともに、リサイクル意識の向上を図ります。	生活環境課 下水道課

■施策2：大気環境の保全

- 悪臭問題は、事業者への指導強化、防止対策に係る情報の共有、また、適正な悪臭防止に関する普及・啓発を促進することで問題の改善に努めます。
- 静かで過ごしやすい環境を守るため、事業場からの騒音・振動を規制するとともに、生活騒音や自動車騒音など、身近な騒音対策に努めます。
- 本市の大気質に関しては、比較的清浄な状況となっております。大気汚染に関する苦情もほとんどないことから、引き続きこのような状況を維持できるよう各種施策を実施します。
- 法律で禁止されている野外焼却に関する周知啓発・指導を実施します。

1 市の取り組み

悪臭の防止 (家畜ふん尿等)	❑ 悪臭防止法及び鹿屋市環境保全条例に基づき、規制・指導の徹底を図るとともに、啓発活動を進めます。 ❑ 悪臭防止法は、規制地域の指定を進めるとともに、既存の規制地域についても悪臭の実態を踏まえ、必要に応じ適正に見直します。 ❑ 畜舎等の発生源に対しては、悪臭防止法に基づく、規制基準の強化、監視・指導の強化を図ります。 ❑ 農地においては、家畜ふん尿を肥料として利用する場合の、処理施設の整備による未処理ふん尿の利用の改善などの対策を推進します。 ❑ 工場・事業場の立地に際しては、悪臭が発生しない施設の整備を推進します。 ❑ 畜産業に起因する地下水・河川汚染・悪臭を防止するため、畜産環境改善を図るための施設・機械整備等を支援するとともに、畜産農家による家畜排せつ物処理の有効活用や適正処理を推進するなど、環境保全型畜産業を推進します。 ❑ 畜舎内外や堆肥舎の環境美化、衛生強化運動の実践などにより、地域と共生できる畜産を構築します。	生活環境課 農政課 畜産課 政策推進課
----------------------------------	--	--

自動車公害対策	□ 公用車の配置においては、段階的にハイブリッド自動車、<u>電気自動車</u>などの低公害車への転換に努めます。 □ 公共交通機関の利便性の向上に努め、利用促進を図ります。 □ 関係団体とも連携して、アイドリングストップ※運動を推進するなど、一人ひとりの自主的活動による大気汚染防止の普及啓発を図ります。 □ 騒音・振動対策の基礎的データとなる道路交通騒音・振動の実態を把握するため、騒音・振動値の測定を実施します。	生活環境課 地域活力推進課 財政課
----------------	--	-------------------------

2 市民の取り組み

生活公害の防止	□ 近隣関係を豊かにし、お互いに生活騒音で迷惑をかけないように努めます。（楽器の演奏、音響機器の大音量、ペットの鳴き声など）
大気汚染の防止	□ 簡易焼却炉や野外でのごみの焼却を行いません。
エコカーの導入・エコドライブの推進	□ 車を購入する際は、エコカー（低公害車、低燃費車）など、環境への負荷の少ない車を検討します。 □ アイドリングストップなど環境に配慮した運転（エコドライブ※）に努めます。 □ 自動車の排出ガスを減らすために、マイカーの利用を控え、徒歩や自転車、<u>公共交通機関の利用に努めます。</u>

3 事業者の取り組み

関係法令の遵守	□ 関係法令の基準を遵守し、騒音・振動、悪臭の防止や更なる改善に努めます。 □ 環境保全協定の締結に努めます。 □ 法令の基準を遵守するのはもちろんのこと、更なる改善に努めます。
農畜産業での環境保全	□ 家畜排せつ物については、適正に処理するとともに、環境に配慮した畜舎の整備などを進めます。 □ 農地においては、家畜ふん尿を肥料として利用する場合は、適切に処理した上で、周りの環境に配慮して使用します。
エコカーの導入・エコドライブの推進	□ エコカー（低公害車、低燃費車）を導入することで、環境への負荷を低減します。 □ アイドリングストップなど環境に配慮した運転（エコドライブ）に努めます。

大気汚染の防止	☐ 工場・事業者や建設工事における大気汚染の防止に努めます。 ☐ ごみの野外焼却を行いません。 ☐ 法に適合した焼却炉以外でのごみの焼却を行いません。
自動車公害の防止	☐ 従業員の通勤には徒歩や自転車、公共交通機関の利用を推奨します。 ☐ 共同輸送により、物流の合理化に努めます。
生活公害の防止	☐ 建設機械や工事用車両による騒音、振動など周辺に著しい影響を与えないように努めます。 ☐ 工場・事業所からの騒音・振動、悪臭の防止に努めます。特に住宅に隣接している事業所では、配慮を徹底します。 ☐ 低騒音型・低振動型の機械の導入に努めます。

4 環境指標

指標	単位	現況値（2023）	目標値（2029）	担当課
大気汚染に係る環境基準の達成率	%	88.9	100	生活環境課
騒音に係る環境基準の達成率	%	100	100	生活環境課
自動車騒音に係る環境基準の達成率	%	100	100	生活環境課
「事業所等や近隣からのにおい」の市民満足度	%	30	40	生活環境課

■施策4：快適な住環境の確保

- 市民の身近な地域での環境美化活動を促進するとともに、市街地については緑化を推進していきます。
- 本市の歴史的・文化的遺産は、引き続き保全活動を実施するとともに、適切な形で未来へと継承します。
- 景観は、市民に心の安らぎを与える貴重な資源であることから、景観資源の保全に努めます。

1 市の取り組み

地域の環境美化	□ 身近な公園の清掃・除草など、市民がボランティア活動として参加する自主的な公園愛護活動を支援していきます。 □ 市民が快適に暮らせるまちを目指して、清潔で潤いのある環境づくりを行っていくため、市民総参加による環境美化運動を推進します。 □ 市街地の公園・緑地については、防災機能の確保に配慮し、快適な住環境づくりを推進します。 □ 市内に点在する<u>空き地や空家については、防犯や雑草・害虫発生の防止の観点から、所有者に対して適正管理に関する周知・啓発を行います。</u>	生活環境課 都市政策課 安全安心課
歴史的・文化的環境の確保・保全	□ 各地に伝わる特色のある伝統芸能について、これらの保存・継承に向けた広報・啓発活動の推進に努めます。 □ 伝統芸能に関する保存・継承活動を通じて、伝統文化へ理解を深め、市民のふれあいの場、地域コミュニティの活性化を図ります。 □ 埋蔵文化財調査を推進するとともに、各種地域史・資料の発掘・調査を行い、郷土の歴史・文化に対する市民意識を醸成します。	生涯学習課 地域活力推進課
景観の確保	□ 「都市計画マスタープラン」の景観形成に関する基本方針に基づき、景観に配慮した市街地の景観、自然環境の保全に努め、地域特性を生かした良好な景観や街並みの形成・保全により、魅力ある景観形成に努めます。 □ 本市の良好な自然環境を形成している山岳景観や海岸・河川景観、のどかな田園風景などは、重要な自然景観を構成していることから、これらの維持・保全に努めます。	生活環境課 都市政策課 林務水産課 農地整備課

ごみの減量・リサイクルの推進	□ ホームページや広報などによる情報提供や肝属地区清掃センター・環境ふれあい館の見学、イベント時における普及啓発並びにごみ分別出前講座によるごみ分別の徹底及び意識の向上を図り、4R 運動を推進します。 □ 事業系一般廃棄物の排出を抑制し、収集運搬業者及び処分業者へ再資源化並びに適正処理の推進を図ります。 □ 庁舎や公共施設でのごみの排出抑制、分別の徹底、環境に優しいエコマーク、グリーンマーク製品の購入に努めます。 □ 有料指定袋制を継続実施します。 □ 生ごみについては、コンポスト容器等を利用した自家処理に併せて資源回収にも取り組み、たい肥利用による地域循環型社会の形成を推進します。 □ 3キリ運動や4R運動について、環境イベント等において市民・事業者に対して普及啓発を行います。 □ アプリ等を活用し、ごみの分別方法やごみの出し方などを周知することで、ごみの減量や資源分別を促進します。 □ マイバッグ持参運動を市民に呼びかけ、レジ袋を減らすことで、プラスチックごみの削減につなげます。 □ プラスチック素材100%の製品の一部について、プラスチック類としての資源回収を行い、プラスチック類の資源化を推進します。 □ ペットボトルのキャップを集め、ワクチン購入代金として支援する活動（エコキャップ回収運動）を推進します。 □ 民間企業と連携したマイボトル用給水機の設置等により、ペットボトルごみの削減を推進します。 □ 不燃物として排出されたごみから、資源物を分別し、資源化率の向上とごみ減量化を図ります。 □ 家庭系ごみの分別徹底を図るため、地域と連携した分別啓発活動に努めます。 □ 事業系ごみの発生抑制や分別徹底を図るため、周知啓発を行います。 □ <u>町内会や衛生自治団体との連携により、ごみステーションでの排出マナーの徹底を図ります。</u> □ 市民団体や事業者による、ごみの減量・リサイクル活動の推進を促すためのイベント等の情報提供を行います。	生活環境課 財 政 課 総務課
------------------------------	--	--------------------------------

自然とのふれあいの確保	□ 自然を守るためのマナーの徹底に努めます。 □ 自然や環境を考える環境講座やセミナーに参加します。 □ グリーンツーリズム※を自ら体験するとともに、民泊の受入家庭になるなど、グリーンツーリズム活動に協力します。 □ 森林インストラクターなどを活用して、森林とのふれあい活動を行います。 □ <u>身近に生息する動物や生育する植物を調べるとともに、自然環境についての理解を深めるよう努めます。</u> □ 自然環境の保全活動や希少な動植物の保護活動への参加・協力を努めます。
里山の保全活動	□ 生活の場の近隣における貴重な自然である里山を大切にし、重要性に関する理解に努めます。 □ 里山で実施される清掃活動、維持管理活動に積極的に参加します。
緑のまちづくり	□ 緑の連なる自然豊かなまちづくりに協力します。 □ 自宅に緑のカーテンや生け垣などを設置するように努めます。 □ 空き地や広場などの空間を花と緑あふれる空間にするよう努めます。 □ 街路樹や公園緑地などの身近な緑の維持管理活動に協力します。

3 事業者の取り組み

山地（森林など）の保全活動	□ 環境保全型林業の推進に努めます。 □ 自然豊かな森林に配慮した事業活動に努めます。 □ 森林で実施される清掃活動、維持管理活動に積極的に参加します。 □ 植樹など森林ボランティア活動に積極的に協力します。 □ 間伐材の有効利用や、地場産木製品の製造・開発を進めます。 □ 廃棄物の不法投棄対策に協力します。
山地（森林など）のふれあい創出	□ 森林を交流の場として利用できるような事業活動を展開します。 □ 森林とふれあえるイベントを開催します。

【取組のロードマップ】



※年度毎の取組目標等は、「ゼロカーボンシティかのや推進計画～実施計画～において設定

【各主体の取組】

市民	- 環境学習・環境イベントに参加し、「デコ活アクション」を実践します。 - 新築やリフォームの際には、なるべく ZEH 住宅の選択に努めます。 - 機器の購入時はランニングコストも意識し、省エネルギー製品を選択します。 - 地域で生産されたもの、旬のものを積極的に消費します。 - 電力やガスの使用量を把握(見える化)します。 - マイボトルを活用し、ペットボトル等の使用を減らします。
事業者	- 脱炭素経営宣言を行い、具体的な取組を推進します。 - 新築やリフォームの際は、ZEB 建築物の選択に努めます。 - 年間 1%を目安にエネルギー消費原単位の改善に努めます。 - 光熱費の削減につながる省エネルギー診断の受診に努めます。 - 電力やガスの使用量を把握(見える化)します。
市民団体	環境イベントの企画や環境イベントへの参加を呼びかけるとともに、情報ツールを通じて脱炭素に関連する情報提供を行います。

管理指標(KPI)とその目標値【二酸化炭素排出量】

管理指標 (KPI)	現状 (2020年度)	2030年度
市域からの二酸化炭素排出量	573千t-CO ₂	432千t-CO ₂
うち家庭部門	107千t-CO ₂	70千t-CO ₂
うち業務部門	121千t-CO ₂	90千t-CO ₂
うち運輸部門	212千t-CO ₂	160千t-CO ₂
市役所の事業活動による二酸化炭素排出量	11.826千t-CO ₂	8.308千t-CO ₂

※再生可能エネルギーについては、2030年度において再生可能エネルギーの自給率80%以上を目標として設定

4 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

温対法第21条第5項において、市町村は、地域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされています。

そこで、本市では、以下のとおり、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めます。

(1) 地域脱炭素化促進事業の目標

2030年度において、市域の再生可能エネルギー導入量を現状(339GWh)と比べて13%増加(383GWh)します。

(2) 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)

市が所有する公共施設の屋根、市が所有する土地

※上記のほか、事業者及び市民から提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能とします。また、適宜、促進区域の見直し又は拡大を図るものとします。

(3) 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

種類: 太陽光発電設備、太陽熱温水器

規模: 促進区域の状況に応じて個別事業ごとに適切な規模

(4) 地域の脱炭素化のための取組

再生可能エネルギーにより得られた電気等を、地域内で活用します。また、その取組については広く周知し、地域の脱炭素化の機運醸成を図ります。

(5) 地域の環境保全のための取組

再生可能エネルギー設備を設置する際は、対象地区の生活環境に配慮するとともに、周辺の景観要素や生態系に特に留意して設置します。

(6) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

施設自体での再生可能エネルギーの利用のほか、災害時の緊急電源としての利用を図ります。また、地域や事業者と連携して取組を行い、地域内のエネルギー循環を促し、地域経済の活性化と地域の持続的な発展を推進します。